

和水町農業用資材支援対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の振興及び生産性向上を図るため、農業者が購入する農業資材に対して補助金を交付することにより、農業経営の安定化及び地域活性化を目的とし、その交付については、和水町補助金等交付規則(平成18年和水町規則第36号。に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、町内に住所又は所在する下記の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 農業法人
- (3) 和水町地域営農組織等連絡協議会の会員
- (4) 青年等就農認定者

(補助対象資材)

第3条 補助の対象は、要件の全てを満たすものとする。

- (1) 農業経営において、農作物の生産、管理、収穫、調製及び出荷又は農作業時の安全確保及び熱中症対策に直接使用する資材であり、別表に記載のある資材であること。
- (2) 資材購入に要する経費(以下「補助対象経費」という。)が、10万円以上であること。
- (3) 令和8年4月1日から令和8年10月31日までに購入したものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の100分の50以内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 補助上限額は、1経営体につき10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、和水町農業用資材支援対策補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して町長に提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、和水町農業用資材支援対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(事業取下げ)

第7条 補助事業者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の取下げをしようとするときは、和水町農業用資材支援対策補助事業取下げ書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し町長の要請があったときは、速やかに町長に報告するものとする。

(遂行命令)

第10条 町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(補助金の支払)

第11条 町長は、請求書(様式第4号)にて補助金を請求されたときは、遅延なく支払を行わなければならない。

(是正のための措置)

第12条 町長は、申請内容と事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

補助対象資材一覧

区分	補助対象資材の例	備考
被覆資材	農業用ビニール、農業用ポリフィルム、ハウス被覆フィルム、トンネル用フィルム、マルチシート、不織布、寒冷紗	農業生産に直接使用するものに限る。
防虫・防鳥・防獣資材	防虫ネット、防鳥ネット、防風ネット、遮光ネット、防獣ネット、電気柵用ネット、忌避資材	農地又は農業施設で使用するものに限る。
梱包・出荷資材	梱包用フィルム、結束ひも、結束バンド、出荷用段ボール、包装用袋、ラベル、テープ類	農産物の出荷又は調製に使用するものに限る。
肥料・土づくり資材	普通肥料、化成肥料、配合肥料、有機質肥料、液体肥料、葉面散布剤、石灰質資材、苦土資材、堆肥、土壌改良材	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）その他関係法令に適合するものに限る。
農薬・防除資材	殺虫剤、殺菌剤、除草剤、展着剤、くん煙剤、殺そ剤、忌避剤、フェロモン剤、生物農薬、天敵資材、防除用トラップ	農薬取締法（昭和23年法律第82号）その他関係法令に適合するものに限る。
熱中症対策資材	空調服、冷却ベスト、ファンユニット、専用バッテリー、保冷剤ベスト、遮熱帽子	農作業時の熱中症予防を目的として使用するものに限る。私的利用を主目的とするものを除く。
その他	上記に掲げるもののほか、町長が農業経営上必要と認める資材	個別に用途を確認の上、判断する。

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

和水町長 様

住 所
氏 名 印
電 話 番 号 - -

和水町農業用資材支援対策補助金交付申請書

和水町補助金等交付規則第3条及び和水町農業用資材支援対策補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 事業目的 _____
- 2 購入資材 _____
- 3 申請事業費 _____円
- 4 補助金申請額 _____円（上限100,000円）
- 5 添付資料 納品書及び領収書（内訳明細の分かるもの）

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

和水町長



和水町農業用資材支援対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、和水町農業用資材支援対策補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の条件を付して金 円を交付する。

補助の条件

- 1 この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- 2 次の補助金に関する規則及び要綱に従うこと。
和水町補助金等交付規則、和水町農業用資材支援対策補助金交付要綱
- 3 2 の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 4 本交付決定の効力は、事業承認年度の 4 月 1 日から生じるものとする。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

和水町長 様

住 所
氏 名 印

和水町農業用資材支援対策補助事業取下げ書

年 月 日付け和水農第 号で補助金交付決定通知のあった和水町農業用資材支援対策補助事業については、下記のとおり取下げをしたいので、和水町農業用資材支援対策補助金交付要綱第7条の規定により、補助事業取下げ書を提出します。

取下げの理由

()

請 求 書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、和水町農業用資材支援対策補助金として

上記の金額を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

和水町長 様

内 訳

振込口座

銀行

支店

農協

支所

名 義 人

口 座 番 号